
5501. 輸入マニフェスト通関申告

業務コード	業務名
MIC	輸入マニフェスト通関申告

1. 業務概要

輸入マニフェスト通関を行う混載貨物について申告を行う。

(1) 本業務では以下の申告条件を指定することができる。

コード	申告条件	備考
なし	輸入マニフェスト通関申告を行う。(以下、通常申告という。)	開庁時申告による自動起動を含む。
H	予備申告または予備申告変更した情報を使用し、本申告を行う。(以下、本申告という。)	①開庁時申告による自動起動を含む。 ②予備申告時に指定された起動方法により起動される。
Z	予備申告を行う。 本申告の起動方法は貨物搬入時自動起動を指定する。(以下、予備申告(Z)という。)	予備申告変更を含む。
U	予備申告を行う。 本申告の起動方法は税関空港で貨物引取時自動起動を指定する。(以下、予備申告(U)という。)	①予備申告変更を含む。 ②「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告(Z)へ切替えるが、予備申告の審査終了が行われれば予備申告(U)に戻る。
S	予備申告を行う。 本申告の起動方法は航空貨物の集積場所で貨物引取時自動起動を指定する。(以下、予備申告(S)という。)	①予備申告変更を含む。 ②「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告(Z)へ切替えるが、予備申告の審査終了が行われれば予備申告(S)に戻る。
K	既に通関予定蔵置場へ搬入確認済みの貨物について登録後最初に到来する予め定められた時刻(ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻)をもって輸入マニフェスト通関申告または本申告を自動起動(以下、開庁時申告という。)する旨を登録する。	開庁時申告の前に本業務により訂正が行われた場合は、改めて開庁時申告の登録が行われない限り、開庁時申告は処理されないこととなる。

(2) 本業務は以下の条件で自動起動される。

申告条件	自動起動条件
通常申告	開庁時申告の登録後、最初に到来する予め定められた時刻(ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻)に自動起動される。
本申告	予備申告(Z)後、保税蔵置場での貨物の突合* ¹ または保税蔵置場への貨物の搬入を契機に自動起動される。
	予備申告(U)後、「AWB情報登録(輸入)A(ACH)」業務または「HAWB情報登録(輸入)A(HCH)」業務等を契機に自動起動される。
	予備申告(S)後、「搬出確認登録C(一般)(OUT)」業務等を契機に自動起動される。
	本申告が税関の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻(ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻)に自動起動される。

申告条件	自動起動条件
開庁時申告の登録	本申告が税関の開庁時間外に自動起動された場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届が提出されていない場合は、開庁時申告の登録が自動に行われる。 ただし、当該起動後最初に到来する予め定められた時刻（ただし、当該時刻の属する日が「行政機関の休日に関する法律」に規定する行政機関の休日に当たるときは、これらの日の翌日の予め定められた時刻）を待たずに通常申告または本申告を行う場合は、時間外執務要請届出後に手動により行う。

(* 1) 以下の状態を突合という。

①通関予定蔵置場に全量蔵置されていること。

ただし、通関予定蔵置場が「混載貨物確認情報登録（HPK）」業務を不要として登録されている場合は除く。

②スプリット貨物の場合は、全量到着済であること。

(3) 本業務は以下の時間帯に実施可能である。

申告条件	実施可能時間帯	特記事項
通常申告	税関開庁時間内	本業務が税関の開庁時間外にわたる場合には、時間外執務要請届がされている必要がある。
本申告		
予備申告	時間帯を問わない	
開庁時申告の登録	税関開庁時間外	

(4) 入力内容に基づき輸入マニフェスト通関申告を「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかに選定する。

(5) 審査区分が「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。

(6) 「簡易審査扱い」（保留中は除く）に選定された輸入マニフェスト通関申告は、即時に許可となる。

(7) 以下の全てを満たす場合に自由化申告として扱われる。

①本業務が入力された日において輸入者が特例輸入者、または入力者が認定通関業者である旨が登録されている（以下、当該輸入申告等をAEO申告という）。

②あて先官署と蔵置官署が一致しない。ただし、同一官署判定処理にて同一官署として判定された場合を除く。

③申告先種別コードに「T：特別通関貨物」または「R：一般申告（緊急通関貨物）」の登録がない。

④あて先官署が政令派出所でない。

2. 入力者 通関業

3. 制限事項

- ①課税価格が10,000円以下であること。
- ②貨物の総重量が1000トン未満であること。
- ③本業務により発生する枝番は、9以下であること。

4. 入力条件

(1) 入力者チェック

- ①システムに登録されている利用者であること。
- ②システムに通関士として登録されていること。

③申告番号が入力された場合で申告（予備申告を含む）前の場合、輸入マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と同一であること。または、申告者に対して、入力者が申告可能な旨がシステムに登録されていること。

④申告（予備申告を含む）後の場合、輸入マニフェスト通関申告DBに登録されている申告者と同一であること。

(2) 入力項目チェック

(A) 単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(B) 項目間関連チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」参照。

(3) 輸入マニフェスト通関申告DBチェック

入力された申告番号について以下のチェックを行う。

①入力された申告番号が輸入マニフェスト通関申告DBに存在すること。

②輸入マニフェスト通関申告がされていないこと。

③通常申告の場合は、予備申告がされていないこと。

④本申告または予備申告変更の場合は、予備申告がされていること。

⑤以下の登録がされていないこと。

「輸入申告等手作業移行」

「輸入申告等撤回」

(4) 税関開庁時間チェック

申告条件が開庁時申告の登録の場合は、本業務が行われた時間が税関の開庁時間外であること。

(5) 時間外執務要請届DBチェック

申告条件が通常申告または本申告の場合で、本業務が税関の開庁時間外に行われた場合は、以下のチェックを行う。

①当該申告者分の時間外執務要請届DB（届出種別「A：通関」または「E：通関（24時間提出可能）」が存在すること。

②本業務が行われた時刻が時間外執務要請届の届出時間帯であること。

(6) 輸入貨物情報DBチェック

入力されたHAWB番号に対して以下のチェックを行う。

(A) HAWB番号が輸入貨物情報DBに存在すること。（予備申告を除く。）

(B) ULDでないこと。

(C) HAWBであること。

(D) 仕分中となっていないこと。

(E) 一般仮陸揚貨物でないこと。

(F) 仮・仮貨物でないこと。

(G) 国外向け機移し貨物でないこと。

(H) 他空港向一括保税運送仮陸揚貨物でないこと。

(I) システム外向けの他空港向一括保税運送貨物でないこと。

(J) 他の輸入申告等がされていないこと。

(K) 以下の登録がされていないこと。

①「外貨機用品積込承認（個別）」

②「外貨船用品積込承認」

③「廃棄届受理」

④「減却承認」

⑤「亡失届受理」

- ⑥「保税運送承認」(システム外向けの保税運送承認の場合のみ)
 - ⑦「税関内収容」
 - ⑧「現場収容」
 - ⑨「登録情報削除承認」
 - ⑩「手作業移行」
- (L) 積戻し貨物としての仕分けまたは仕合せがされていないこと。
- (M) 仕分け親でないこと。
- (N) 保税運送申告がされていないこと。
- (O) 貨物取扱許可申請中または見本持出許可申請中でないこと。(予備申告を除く。)
- (P) 突合されていること。(予備申告を除く。)
- ただし、以下のいずれかの条件を満たすこと。
- ①HAWBについて、HPK業務等が行われていること。
 - ②MAWBについて、ACH業務等が行われていること。
- (Q) 不突合(オーバー)となっていないこと。(予備申告を除く。)
- (R) 突合されていないこと。(予備申告(Z)のみ)
- (S) 訂正保留中でないこと。
- (T) 突合されている場合は、以下のチェックを行う。(予備申告(Z)を除く。)
- (a) 入力された以下の内容と輸入貨物情報DBに登録されている内容が同一であること。
 - ①MAWB番号
 - ②貨物個数
 - ③貨物重量
 - ④積載機名
 - ⑤入港年月日
 - ⑥取卸港コード*²
 - (b) 輸入貨物情報DBに登録されている以下の内容に不明なものがないこと。
 - ①積載機名
 - ②入港年月日
 - ③取卸港コード
 - (c) 入力された積載機名、入港年月日、取卸港コード(以下、「積載機情報」という。)と輸入貨物情報DBに登録されている積載機情報と同一であること。*²

ただし、以下のいずれかの積載機情報とチェックを行う。

 - ①HPK業務等が行われている場合は、HPK業務等により、輸入貨物情報DBに登録された、HAWBの積載機情報
 - ②HPK業務等が行われていない場合は、ACH業務等により、輸入貨物情報DBに登録された、MAWBの積載機情報

なお、スプリット貨物である場合は、輸入貨物情報DBに登録されている複数の積載機情報のいずれかと同一であること。
- (* 2) 以下の条件を全て満たす場合は、船(取)卸港コードの一致チェックを行わない。
- ①入力者が認定通関業者である。
 - ②申告条件に予備申告(U)を指定して予備申告がされ、貨物が突合後の本申告である。
 - ③輸入マニフェスト通関申告DBに登録されている通関予定蔵置場を管轄する税関官署及び輸入貨物情報DBに登録されている到着税関空港を管轄する税関官署が、同一空港グループの税関官署である。
- (U) 通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、以下のチェックを行う。

(a) 申告条件が予備申告（U）の場合は、以下のチェックを行う。

<A>以下のいずれかの条件を満たすこと。

①HAWBについて、HCH業務等が行われていないこと。

②MAWBについて、ACH業務等が行われていないこと。

MAWBについて、「ULD引取情報登録（UDA01）」業務実施済みの旨が登録されていないこと。

<C>HAWBについて、HPK業務等が行われていないこと。

(b) 申告条件が予備申告（U）以外の場合は、以下のチェックを行う。

①スプリット貨物でないこと。

②申告条件を予備申告（Z）として輸入貨物情報DBに登録されている場合で、輸入マニフェスト通関申告DBに特別通関貨物（税関の一般執務時間外における常駐体制の整備官署に申告する貨物）である旨が登録されている場合は、あて先税関官署の管轄する保税地域に蔵置されていること。

(V) 申告条件が予備申告（S）の場合は、以下のチェックを行う。

(a) 以下のいずれかの条件を満たすこと。

①HAWBについて、HCH業務等が行われていないこと。

②MAWBについて、ACH業務等が行われていないこと。

(b) MAWBについて、UDA01業務実施済みの旨が登録されていないこと。

(c) HAWBについて、HPK業務等が行われていないこと。

(7) 輸出入者関連チェック

輸入者コード欄に入力された輸入者コードまたは法人番号で以下のチェックを行う。

(A) 輸入者コードまたは法人番号が国内用輸出入者DBまたは法人番号管理DBに存在すること。

(B) 航空運送事業者チェック

運賃区分コード欄に「関税込率法施行令第1条の13第2項第3号に掲げる航空機用品等」に対応するコードの入力がある場合は、航空運送事業者として国内用輸出入者DBに登録されている輸入者であること。

(C) 識別符号チェック

識別符号欄の入力によって、以下のチェックを行う。

①識別符号欄が「1」の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードであること。

②識別符号欄が「2」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符号輸入者であること。

③識別符号欄が「3」の場合は、法人番号を保有しない輸出入者としてシステムに登録されている輸入者コードまたは、無符号輸入者であること。

④識別符号欄が未入力の場合は、法人番号または、法人番号を保有する輸出入者コードとしてシステムに登録されている輸入者コードであること。

(8) 保税地域関連チェック

①通関予定蔵置場コード欄に本船・ふ中に対応するコードの入力がないこと。

②通関予定蔵置場コード欄に貨物到着前輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がないこと。

③通関予定蔵置場コード欄に他所蔵置場所に対応する保税地域コードの入力がないこと。

(9) プラットフォーム等コード関連チェック

入力されたプラットフォーム等コードについて、以下のチェックを行う。

①プラットフォーム等コードがプラットフォーム等コードDBに存在すること。

②申告条件が通常申告または本申告の場合、本業務が行われた日がプラットフォーム等コードDBに登録されている適用開始年月日から適用終了年月日の間（適用開始年月日≦業務実施日≦適用終了年月

日)であること。

- ③申告条件が予備申告の場合、申告予定年月日がプラットフォーム等コードDBに登録されている適用開始年月日から適用終了年月日の間（適用開始年月日 \leq 申告予定年月日 \leq 適用終了年月日）であること。

(10) 輸入申告等利用者制御チェック

(A) マニフェスト申告使用不可チェック

(a) 入力者の利用者コードが、輸入申告等利用者制御DBにおいてマニフェスト申告使用不可の旨で登録されていないこと。

(b) 輸入者コード欄に入力された輸出入者コードまたは法人番号が、輸入申告等利用者制御DBにおいてマニフェスト申告使用不可の旨で登録されていないこと。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。なお、入力された輸出入者コードまたは法人番号が無符号輸入者の場合はチェックを行わない。

(B) 予備申告使用不可チェック

申告条件が予備申告の場合、以下のチェックを行う。

(a) 入力者の利用者コードが、輸入申告等利用者制御DBにおいて予備申告不可の旨で登録されていないこと。

(b) 輸入者コード欄に入力された輸出入者コードまたは法人番号が、輸入申告等利用者制御DBにおいて予備申告不可の旨で登録されていないこと。ただし、国内用輸出入者DBにて輸出入者コードと法人番号が紐づいて登録されている場合は、相互に変換してチェックを行う。なお、入力された輸出入者コードまたは法人番号が無符号輸入者の場合はチェックを行わない。

(11) その他のチェック

- ①申告先種別コード欄に「T」が入力された場合は、特別通関貨物を受け付ける税関官署及び部門がシステムに登録されていること。
- ②予備申告の場合で、輸入貨物情報DBが存在しない場合または突合されていない場合は、貨物個数欄、貨物重量欄及び積出地コード欄のすべてに入力があること。
- ③申告予定年月日を翌週とした場合は、翌週レートがシステムに登録されていること。
- ④運賃区分コード欄に運賃特例（関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードの入力がある場合は、インボイス価格条件コード欄に「FOB」以外の入力がないこと。
- ⑤通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、保税地域DBに登録されている取卸港と入力された取卸港が同一であること。
- ⑥通関予定蔵置場コード欄に到着即時輸入申告扱いに係る保税地域コードの入力がある場合は、あて先官署が、通関予定蔵置場の管轄税関官署と一致すること。
ただし、以下のいずれかの場合を除く。
- ・入力者が認定通関業者である場合で、あて先官署及び通関予定蔵置場の管轄税関官署が、同一空港グループの税関官署である場合。
 - ・予備申告済み本申告前の場合で自由化申告の場合。
- ⑦AEO申告である場合は、通関予定蔵置場を管轄する税関外の官署への申告を可能とする（申告先種別コードに「R：一般申告（緊急通関貨物）」または「T：特別通関貨物」の登録がある場合、若しくはあて先官署が政令派出所の場合を除く）。
- ⑧あて先官署は外郵便官署でないこと。

⑨ 運送場所識別に「C：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と同じ場所のみが定められている場合」が入力されており、かつ以下の項目が入力されている場合は、輸入者情報（住所・名称）と完全一致すること。なお、輸入者情報（住所・名称）と完全一致する内容は、以下の項目についてすべて一致した場合を指す。

- ・ 運送場所の所在地1（都道府県名）：住所1（都道府県）
- ・ 運送場所の所在地2（市区町村（行政区名））：住所2（市区町村（行政区名））
- ・ 運送場所の所在地3（町域名・番地）：住所3（町域名・番地）
- ・ 運送場所の所在地4（ビル名ほか）：住所4（ビル名ほか）
- ・ 運送場所の所在地：輸入者住所
- ・ 運送場所の名称等：輸入者名

⑩ 運送場所識別に「T：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合（輸入者の住所と異なる運送先が1か所）」または「M：貨物に係る運送契約において、輸入許可後の運送先として、輸入者の住所と異なる場所が定められている場合（輸入者の住所と異なる運送先が複数か所）」が入力されている場合は、輸入者情報（住所・名称）と完全一致しないこと。

5. 処理内容

(1) 入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。(エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。)

(2) 申告条件切替え処理

税関の開庁時間以外に本申告が自動起動した場合で、起動された時刻に係る時間外執務要請届がされていない場合は、申告条件を開庁時申告の登録へ切り替える。

(3) あて先官署決定処理

(A) 予備申告が行われている場合

予備申告のあて先官署を引き継ぐ。

(B) 予備申告が行われていない場合以外

(a) あて先官署コード欄に入力がある場合は、入力された申告官署とする。

(b) あて先官署コード欄に入力がない場合は、申告先種別コード欄ごとに、以下の項番の順で決定する。

項番	申告先種別コード欄 処理	スペース、Y、K、 E	R	T
1	以下の条件をすべて満たす場合 ①入力者が認定通関業者である ②通関予定蔵置場の管轄税関官署に認定通関業者用申告官署に変換を行う旨が登録されている ③入力者について認定通関業者用申告官署がシステム登録されている	認定通関業者用申告官署	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	通関予定蔵置場を管轄する特別通関貨物を受付ける申告官署
2	入力者について通関業者用申告官署がシステムに登録されている場合	通関業者用申告官署	通関業者用申告官署	
3	上記以外の場合	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	通関予定蔵置場を管轄する申告官署	

(4) あて先部門の設定処理

(A) 予備申告変更以外の場合

- ①あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門をあて先部門とする。
- ②あて先部門コード欄に入力がない場合は、システムに登録されているあて先部門コードを設定する。

(B) 予備申告変更の場合

- ①あて先部門コード欄に入力がある場合は、入力された部門をあて先部門とする。
- ②あて先部門コード欄に入力がない場合で、あて先官署コードが変更されていない場合は、予備申告時のあて先部門を引き継ぐ。
- ③あて先部門コード欄に入力がない場合で、あて先官署コードが変更された場合は、システムに登録されているあて先部門コードを設定する。

(5) 邦貨換算処理

インボイス通貨コード欄、運賃通貨コード欄及び保険通貨コード欄に入力された通貨コードが「JPY」以外の場合は、それぞれの価格等を邦貨に換算する。

(A) 処理条件

- ①入力通貨コードにより「税額計算用」換算レートを適用する。
- ②申告等予定年月日が翌週の場合は、翌週の換算レートを適用する。
- ③邦貨への換算は入力項目単位に行う。

(B) 換算式

入力金額×適用レート

なお、換算の都度、円位未満を切り捨てる。

(6) 課税価格算出処理

(A) 課税価格欄に入力がない場合

(a) 運賃特例以外の場合

(ア) 保険区分コード欄が無保険に対応するコード以外の場合

①インボイス価格条件コードがC I F価格の場合

「インボイス価格+運賃*³」を課税価格合計とする。

(* 3) 運賃区分コード欄に「インボイス等上の運賃より実際の運賃が上まわっているための差額運賃」に対応するコードの入力を伴って運賃欄に入力された運賃

②インボイス価格条件コードがC & F価格の場合

「インボイス価格+運賃*³+保険料」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

・保険区分コード欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

・保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

保険料自動計算式*⁴により算出された金額を保険料とする。

(* 4) 税関長公示額における「通常要すると認められる保険料の額」に示される計算式に基づき、保険料自動計算適用管理DBに登録されている「C & F価格+補正額」の価格帯に応じた保険料自動計算式。

なお、本業務においては補正額を0として自動計算式を適用する。

・保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合

保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

③インボイス価格条件コードがC & I価格の場合

「インボイス価格+運賃」を課税価格合計とする。

④インボイス価格条件コードがFOB価格の場合

「インボイス価格+運賃+保険料」を課税価格合計とする。

なお、保険料は以下に求める。

- ・ 保険区分コード欄に個別の保険に対応するコードの入力がある場合
保険金額欄に入力された金額を保険料とする。
- ・ 保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合
保険料自動計算式*⁴により算出された金額を保険料とする。
なお、自動計算に用いるC&F価格は「インボイス価格+入力された運賃」とする。
- ・ 保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードの入力がある場合
保険金額欄に入力された金額を保険料とする。

(イ) 保険区分コード欄に無保険に対応するコードの入力がある場合

①インボイス価格条件コードがC&F価格の場合

「インボイス価格+運賃*³」を課税価格合計とする。

②インボイス価格条件コードがFOB価格の場合

「インボイス価格+運賃」を課税価格合計とする。

(b) 運賃特例の場合（運賃区分コード欄に運賃特例（関税定率法施行令第1条の13第2項第6号に掲げる遅延貨物は除く）に対応するコードの入力がある場合）

(ア) 運賃欄に入力がなく、運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

①保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

運賃及び保険料自動計算式*⁵により算出された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格+運賃+保険料+補正額」を課税価格合計とする。

(* 5) 税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「FOB価格+補正額」の価格帯に応じた運賃及び保険料自動計算式。

なお、本業務においては補正額を0として自動計算式を適用する。

②保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃自動計算式*⁶により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+入力された保険料」を課税価格合計とする。

(* 6) 税関長公示額における「通常要すると認められる運賃及び保険料の額」に示される計算式に基づき、運賃特例自動計算適用管理DBに登録されている「FOB価格+補正額」の価格帯に応じた運賃自動計算式。

なお、本業務においては補正額を0として自動計算式を適用する。

③保険区分コード欄に「無保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃自動計算式*⁶により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃」を課税価格合計とする。

(イ) 運賃欄に入力がある場合

①保険区分コード欄に「保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

- ・ 運賃及び保険料自動計算式*⁵により自動計算された金額を運賃及び保険料とし、「インボイス価格+運賃+保険料」により算出された課税価格合計。

・保険料自動計算式*⁴により自動計算された金額を保険料とし、「インボイス価格+入力された運賃+保険料」により算出された課税価格合計。

運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、保険料自動計算式*⁴により自動計算された金額を保険料とし、「インボイス価格+入力された運賃+保険料」を課税価格合計とする。

②保険区分コード欄に「運賃率表等に基づき保険料を入力する」旨のコードまたは「個別の保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

・運賃自動計算式*⁶により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃+入力された保険料」により算出された課税価格合計。

・「インボイス価格+入力された運賃+入力された保険料」により算出された課税価格合計。
運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、「インボイス価格+入力された運賃+入力された保険料」を課税価格合計とする。

③保険区分コード欄に「無保険」に対応するコードの入力がある場合

運賃区分コード欄に「運賃及び保険料を自動計算する」旨のコードの入力がある場合は、以下のいずれか安いほうを課税価格合計とする。

・運賃自動計算式*⁶により算出された金額を運賃とし、「インボイス価格+運賃」により算出された課税価格合計。

・「インボイス価格+入力された運賃」により算出された課税価格合計。

運賃区分コード欄に「運賃率表等に基づき運賃を入力する」旨のコードの入力がある場合は、「インボイス価格+入力された運賃」を課税価格合計とする。

(c) 端数処理

発生した円位未満は、計算の都度切り捨てる。

(B) 課税価格欄に手計算により算出した課税価格が入力された場合

課税価格欄に入力された金額を課税価格とする。

(7) 審査区分選定処理

開庁時申告以外の場合は、入力された内容に基づき「簡易審査扱い」、「書類審査扱い」または「検査扱い」のいずれかの審査区分に選定する。

ただし、予備申告後に「審査区分変更・検査（運送）指定（CKO）」業務により審査区分の変更が行われた場合は、指定された審査区分になる場合がある。

(8) 検査区分選定処理

審査区分選定処理により、「検査扱い」に選定された場合は、「現場検査」または「検査場検査」のいずれかに選定される場合がある。

ただし、予備申告後にCKO業務により検査区分の変更が行われた場合は、指定された検査区分になる場合がある。

(9) 通関関係書類提出要否判定処理

審査区分選定処理により「簡易審査扱い」（保留中を除く）に選定された場合は、輸入マニフェスト通関申告DBの内容に基づき、通関関係書類の提出要否を判定する。

(10) 蔵置官署の決定処理

通関予定蔵置場コードに基づき、蔵置官署を決定する。

(11) 蔵置部門の決定処理

あて先官署と蔵置官署が同一の場合は、あて先部門を蔵置部門とする。

あて先官署と蔵置官署が異なる場合は、システムに登録されている蔵置部門とする。

(12) 申告番号の払出し処理

申告番号の入力がない場合に、以下の条件をすべて満たす申告番号を払い出す。

①輸入マニフェスト通関申告DBに登録されていない申告番号（先頭10桁）

②添付ファイル管理DBに登録されていない申告番号（先頭10桁）

(13) 申告番号の枝番払出し処理

予備申告後に本業務を行う場合に、申告番号の枝番を払出す。（自動起動を除く。）

(14) 輸入マニフェスト通関申告DB処理

① (A) 入力内容を輸入マニフェスト通関申告DBに登録・更新する。

② (B) 申告条件が予備申告（U）または予備申告（S）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として輸入マニフェスト通関申告DBに登録する。

(C) 申告条件が予備申告の場合で以下の全てを満たす場合は「予備申告の審査検査区分の通知見直し」対象とする。

①入力者の利用者コードが認定通関業者でない。

②入力された輸出入者コードまたは法人番号が、輸入（引取）申告及び特例申告が可能な輸入者で特例申告納期限延長用の担保登録が不要な特例輸入者でない。

③入力された利用者コード、または、入力された輸出入者コードまたは法人番号が、輸入申告等利用者制御DBにおいて登録されていない、または、「予備申告の審査検査区分の通知見直し」の対象として登録されている。

(15) 輸入貨物情報DB処理

①手続きの状況を輸入貨物情報DBに登録する。

②申告条件が予備申告（U）または予備申告（S）の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」以外となった場合は、申告条件を予備申告（Z）として輸入貨物情報DBに登録する。

③HAWB番号が変更されている場合で、変更前のHAWB番号に係る輸入貨物情報DBに予備申告の情報のみ登録されている場合は、削除対象とする旨を登録する。

④HAWB番号が変更されている場合で、変更前のHAWB番号に係る輸入貨物情報DBに予備申告以外の情報が登録されている場合は、予備申告された旨を取り消す。

(16) 時刻起動電文DB処理

①申告条件が開庁時申告の登録の場合は、開庁時申告を行う旨を時刻起動電文DBに登録する。

②申告条件が通常申告または本申告の場合で、開庁時申告の登録後に時間外執務要請届の届出時間帯に本業務が行われた場合は、登録済みの時刻起動電文DBを削除する。

(17) 審査終了処理

審査区分が「簡易審査扱い」（保留中を除く）または予備申告で「書類審査扱い」に選定され予備申告の審査終了が行われている場合のみ処理を行う。

(A) 輸入マニフェスト通関申告DB処理

審査終了（予備申告審査終了を含む）された旨を輸入マニフェスト通関申告DBに登録する。

(B) 輸入貨物情報DB処理

入力されたHAWB番号について、審査終了された旨を輸入貨物情報DBに登録する。

(18) 許可処理

通常申告または本申告の場合で、審査区分が「簡易審査扱い」（保留中を除く）または予備申告で「書類審査扱い」に選定され予備申告の審査終了が行われている場合のみ処理を行う。

(A) 輸入マニフェスト通関申告DB処理

①許可された旨を輸入マニフェスト通関申告DBに登録する。

②削除対象とする旨を輸入マニフェスト通関申告DBに登録する。

(B) 輸入貨物情報DB処理

①許可された旨を輸入貨物情報DBに登録する。

②OUT業務が不要である旨がシステムに登録されている場合は、削除対象とする旨を輸入貨物情報

DBに登録する。

(19) 検査処理

審査区分が「検査扱い」の場合に、以下の処理を行う。

(A) 貨物取扱回数加算処理

- ①加算重量がシステムに登録されている基準値以下の場合、有料回数（1）に「1」を加算し輸入貨物情報DBに登録する。
 - ②加算重量がシステムに登録されている基準値を超える場合は、有料回数（2）に「1」を加算し輸入貨物情報DBに登録する。
- ただし、SP貨物で当該HAWBの蔵置されている保税蔵置場が、システムにSP貨物の取り扱い可能な保税蔵置場として登録されている場合は、処理を行わない。

(20) 時間外執務要請届使用実績DB処理

通常申告または本申告で税関の開庁時間外の場合、時間外執務要請届を使用した旨を時間外執務要請届使用実績DBに登録する。

(21) 添付ファイル管理DB処理

添付ファイル管理DBに入力された申告番号に係る情報が存在する場合は、以下の処理を行う。

- ①申告（予備申告を含む。）された旨を登録する。
- ②許可となった場合は、「通関関係書類提出要否判定」の判定結果及び許可された旨を登録する。

(22) 出力情報出力処理

後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
輸入マニフェスト通関申告控情報	通常申告または本申告で、許可とならなかった場合	入力者
輸入マニフェスト通関申告控（予備申告）情報	予備申告を行った場合	入力者
輸入マニフェスト通関申告変更控（予備申告）情報	予備申告変更を行った場合	入力者
輸入許可通知（輸入マニフェスト通関）情報	許可となった場合	入力者
		輸入者* ⁷
許可・承認貨物（輸入）情報	許可となった場合	保税蔵置場* ⁷
検査指定情報* ⁸	検査区分が「現場検査」または「検査場検査」に指定された場合は申告書用と、倉主等用または運搬・倉主等用の2通を出力する ただし、本申告で予備申告中に出力されている以下のいずれかの場合を除く ①本申告で予備申告中に出力されている場合 ②予備申告または予備申告変更の場合で「予備申告の審査検査区分の通知見直し」対象の場合	入力者
		検査立会者* ⁹

情報名	出力条件	出力先
	以下の条件をすべて満たす場合 ①予備申告及び予備申告変更以外 ②検査区分が「現場検査」、「検査場検査」または「見本確認」に指定された	保税蔵置場* ⁷
輸入マニフェスト通関申告情報（レコーダ）		税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門）* 10
予備申告（S）通知情報	以下のいずれかの条件を満たす場合に出力 （1）予備申告（S）の入力があり、審査区分が「簡易審査扱い」の場合 （2）予備申告（S）に係る本申告で許可となった場合	保税蔵置場* ⁷
添付情報通知情報	以下の条件をすべて満たす場合 ただし、予備申告時に出力済みの場合は、出力しない ①添付ファイル管理DBに申告番号に係る情報が存在する ②輸入マニフェスト通関申告情報（レコーダ）を出力する	税関（通関担当部門）
		税関（通関担当部門）* 10
検査予約取消票		税関（通関担当部門）* 10
検査取消票	検査指定が取り消された場合 ただし、予備申告または予備申告変更の場合で「予備申告の審査検査区分の通知見直し」対象の場合を除く	申告者
		検査立会者* ⁹
		通関蔵置場* ⁷

(* 7) システムに出力する旨が登録されている場合にのみ出力する。

(* 8) 出力内容により、帳票レイアウトは異なる。詳細は、オンライン業務共通設計書の別紙L01「検査指定情報等について」を参照。

(* 9) 検査立会者に指定されている利用者が申告者と同一である場合は出力しない。

(* 10) 蔵置官署にて検査を行う場合は、蔵置官署に出力する。

7. 特記事項

- (1) 予備申告（U）を行った場合で、貨物が突合した時点で本申告が自動起動された場合は、輸入マニフェスト通関申告DBに登録されている予備申告識別、通関予定蔵置場及び通関予定蔵置場名を予備申告（Z）で自動起動された旨の登録に変更する。